

第3期中期計画の概要

理事長 木崎 康造

1. はじめに

酒類総合研究所は、明治37年大蔵省に創立され、平成7年の東広島市への移転を経て、平成13年4月1日に財務省所管の独立行政法人酒類総合研究所となりました。創立以来、酒税の適正かつ公平な賦課のための分析及び鑑定、酒類及び酒類業の研究及び調査を行う研究機関としての役割を果たしてきており、平成23年3月末で5年間の第2期中期目標期間を終了し、平成23年4月から第3期中期目標期間に入っております。第3期における中期計画の概要等を紹介いたします。

2. 第2期中期目標期間の業務実績

研究所の業務には、酒類の高度な分析及び鑑定、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する研究及び調査、成果の普及、講習等があり、第2期の実績（22年度は速報値）は次のとおりです。

(1) 高度な分析及び鑑定

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標
分析点数（点）	356	398	519	469	604	
酒精度計校正（点）	665	662	458	521	512	年200点

酒精度計校正：平成17年度から衡量法による登録事業者、国際基準(ilac・MRA)に対応する認定事業者

(2) 品質評価

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標
全国新酒鑑評会（点）	997	981	957	920	895	
本格焼酎鑑評会（点）	337	347	354	325	288	
果実酒・リキュール鑑評会（点）	235	230	238	199	—	
各地へ審査員派遣（件）	21	17	25	29	20	

(3) 研究・調査

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標	
研究発表	論文（報）（内は英文）	42(24)	29(21)	30(18)	27(14)	28(15)	5年で130報
	発表（件）（内は海外）	75(19)	73(5)	80(10)	67(11)	81(13)	—
特許出願（件）	3	11	7	4	9	5年で35件	
研究生等受入（名）	40	48	44	45	44		
共同研究（件）	26	29	28	34	34	年25件	
受託研究（件）	5	5	6	6	4		

(4) 成果の普及

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標
遺伝子資源分譲（件・株）	59・313	64・217	58・336	31・200	46・348	
研究所講演会（人）	96	173	222	183	222	
講師派遣（件）	49	46	50	38	37	
教養講座（回・名）	6・263	5・175	5・233	3・190	4・271	
清酒官能評価講習（回・名）	—	2・24	3・36	3・35	2・24	
広報誌（NRIB）	10, 11号	12, 13号	14, 15号	16, 17号	18, 19号	年2回
情報誌（お酒のはなし）	10号	11号	12, 13号	14, 15号	16, 17号	
ホームページアクセス数	180, 568	205, 918	208, 443	202, 472	165, 173	年15万件
消費者等からの問合せ（件）	380	401	362	438	363	
研究所の見学者（名）	1, 674	1, 686	1, 141	1, 322	1, 153	

(5) 講習

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標
清酒製造技術講習(回・名)	3・43	2・31	2・32	2・36	2・31	
酒類醸造講習(コース・名)	2・29	2・21	2・31	2・30	2・28	
酒びナー(流通)(回・名)	15・552	15・479	21・614	17・509	14・479	

*22年度は速報値のため、公表までに訂正する場合があります。

3. 第3期中期計画の概要

第3期中期計画は、平成23年3月末に財務大臣から認可されています。その概要は次のとおりですが、第3期では「勸告の方向性」(平成22年11月26日総務省行政評価・独立行政法人評価委員会)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、独立行政法人として真に担うべきものに重点化するとともに、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図り、国の財政支出の縮減にもつながるよう見直しています。

(1) 分析及び鑑定業務

国税庁の税務行政に直結する業務に重点化して実施します。国税庁からの依頼による分析、台湾等への輸出酒類の分析を行います。

(2) 品質評価及び講習業務

業界による実施を視野に、関係業界団体との共催化を推進します。すでに共催化されているものは、業界の単独実施について協議を進めます。なお、共催での実施は収支相償の考えで行います。

(3) 研究及び調査業務

分析及び鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に重点化します。また、政策ニーズに基づく研究で、民間資金を導入することが適当な研究課題については、民間研究機関・大学等との共同研究による実施を推進します。

(4) その他の見直し

- ・効率化目標の設定等：これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定しています。
- ・給与水準の適正化等：目標水準・目標期限を設定して、その適正化に計画的に取り組めます。
- ・契約の点検・見直し：契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ります。
- ・保有資産の見直し等：保有の必要性について不断に見直しを行います。特許権は、保有目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努めます。
- ・内部統制の充実・強化：更に充実・強化を図ります。
- ・理事長が諮問する研究開発評価委員会(外部有識者で構成)を設置し、研究課題の事前・期中・事後の評価を行います。
- ・自己収入の確保に努めます。